



消費生活 サポーター通信

令和7年度第1号

今月のテーマ

マルチ商法に 注意！



事例

○先輩から投資の勉強を勧められ、銀行から借金をして50万以上もする**FX投資の教材**を購入し、その後投資を始めた。

○最初は順調に利益を上げたが、しばらくすると**マイナス**に転じた。

○「教材を購入して**投資を始める人を紹介すると報酬がもらえる**」と先輩に言われたため、何人かの友人を紹介し、お金のない友人のために、**教材代金を肩代わり**した。



アドバイス ～トラブルを防ぐために～



事業者の実態やもうけ話の仕組み、解約方法等をよく確認しましょう！

○「儲かる」と誘われても、**安易に信用せず、冷静に判断**しましょう。

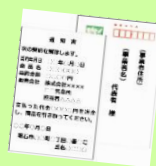
○友人・知人からの勧誘でも、**契約したくなければ、きっぱりと断り**ましょう。

○「人を紹介すれば報酬を得られる」「簡単に稼げる」といった説明をうのみにせず、**事業者の実態や仕組みがわからない儲け話には、関わらない**ようにしましょう。

○投資には、**リスクがあるため、余裕資金（借金はいらない）**で行いましょう。

参考：マルチ商法（連鎖販売取引）においては、クーリング・オフについて書かれた書面を交付された日、もしくは商品を受け取った日のいずれか遅い日から20日間がクーリング・オフ期間となります。

クーリング・オフ



YouTube

ちょっと待って！テルミちゃん第116回「マルチ商法に注意！」

<https://youtu.be/biwMNBtXn3Q>



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎

いやや
188



（お近くの消費生活センターにつながります）

令和7年4月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343（平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休）

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む



または

LINEの「友だち追加」から「@638mbqrp」をID検索する

青森県消費生活センター
マスコミキャラクター
（消費者教育推進大使）
テルミちゃん
☎(TEL. Mo)